

インターライ方式ケアアセスメントクラウドサービス 料金規定

一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIIC）はインターライ方式ケアアセスメントクラウドサービス料金規定（以下、本料金規定といいます）を以下のとおり定めます。

第1条（サービス料金）

介護事業所単位のサービス料金

(1) ケアアセスメントを受けた人数が 40 名未満	2,400 円／年
(2) ケアアセスメントを受けた人数が 40 名～80 名未満	3,000 円／年
(3) ケアアセスメントを受けた人数が 80 名～120 名未満	3,600 円／年
(4) ケアアセスメントを受けた人数が 120 名～160 名未満	4,800 円／年
(5) ケアアセスメントを受けた人数が 160 名～200 名未満	6,000 円／年
(6) ケアアセスメントを受けた人数が 200 名～400 名未満	7,200 円／年
(7) ケアアセスメントを受けた人数が 400 名～600 名未満	9,600 円／年
(8) ケアアセスメントを受けた人数が 600 名～800 名未満	12,000 円／年
(9) ケアアセスメントを受けた人数が 800 名～1000 名未満	14,400 円／年
(10) ケアアセスメントを受けた人数が 1000 名～1200 名未満	15,600 円／年

以下、同様に 200 名刻みで 1,200 円増

第2条（初期設定料金）

アカウント（アセスメント実施者）の 1 登録につき、3,000 円

第3条（料金の計算方法等）

次のとおりとします。

- (1) 実際にケアアセスメントを受けた人数（以下、利用状況という）に基づき、第 1 条（サービス料金）によりサービス料金を決定します。
- (2) 4 月 1 日～3 月 31 日の 1 年間の利用状況に基づき、翌年度 4 月 1 日に料金決定を行います。

第4条（料金規定の変更）

ASPIIC は、本料金規定を予告なく変更することがあります。この場合に ASPIIC は当該変更の対象となる介護ソフト会社に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の料金規定が適用されるものとします。

制定日 平成 24 年 3 月 16 日

改定日 令和 7 年 4 月 1 日